# 設計変更及び設計変更に伴う変更契約の取扱いガイドライン

## (目的)

1. 本ガイドラインは、設計変更及び同変更に伴う変更契約の取扱いに関し必要な事項を 定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、資金支払い を迅速にする等、無償資金協力の適正な実施等に資することを目的とする。

# (適用範囲)

2. 本ガイドラインは、一般プロジェクト無償資金協力、水産無償資金協力、文化無償資金協力、テロ対策等治安無償資金協力、環境・気候変動対策無償資金協力及び防災・ 災害復興支援無償資金協力に対し適用する。(※ なお、調達代理方式等を含んでいるサブスキームについては、一般プロジェクト無償資金協力タイプのみ本ガイドラインを適用する)

### (定義)

- 3. 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 設計変更
  - (1) 詳細設計段階において、下記4. により、設計の内容を変更すること。
  - (2) 案件実施段階において、下記4. により、設計図書を変更すること。
- 二変更契約

既に契約した契約書の内容を変更し、修正契約書を取り交わすこと。

三 残余金

JICA と被援助国間で贈与契約により合意された中の「供与限度額」と「コンサルタント契約金額と業者契約(予定)額の合計額」との差額。

## (設計変更の生ずる事由)

- 4. 次の各号のいずれかに該当し、設計図書ないし設計の内容の変更・訂正を行う必要があるものについては、原則として設計変更を行うこととする。
- 一 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書ないし設計の内容で 示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場における施工条件が一致し ない
- 二 設計図書で明示されていない施工条件、調達条件について予期し得ない事態が生じた
- 三 先方政府の事情(法令の採択、改正等)により事業の変更を余儀なくされた

- 四 不可抗力 (天災、紛争等) による
- 五 スペアパーツの購入又は追加が、適正な維持・管理を促進し、かつ、援助効果を高めるために真に必要と認められる
- 六 入札に当たり、G/A 限度額の制約から、やむを得ず削減した内容を回復する必要が認められる

### (残余金の使用)

5. 残余金が生じている場合、別に定める残余金の使用に係るガイドラインに基づき、残余金を設計変更の財源として使用することができる。

# (変更契約)

- 6. 設計変更を行った場合は、必要に応じ変更契約を行うものとする。
- 7. 上記5. により設計変更の財源として残余金を使用する場合で、残余金の使用金額が 当初契約額の30%以内である場合は、基本的に変更契約により処理を行うものとす る。

### (調達の方法)

8. 上記7. により変更契約の範囲を越える場合、「無償資金協力ガイドライン」に則り、 原則として一般競争入札による調達とするが、個別の事情によって、一般競争入札方 式が不適切となった場合は、指名競争入札又は随意契約の適用を可能とする。

#### (入札から契約に至る手続の段階における留意事項)

9. 上記7. の場合及び上記8. において随意契約とする場合、入札から契約に至る手続の段階において、入札に付した部分の契約と設計変更部分の契約を一本の契約として同時に処理することは、当初入札の正当性に関し、不要の疑念を招くおそれがあることから認められない。

#### (設計変更の手続)

- 10. 次の手順に従って設計変更の承認手続を行うこととする。
  - (1)被援助国政府実施機関等は、設計変更案の承認申請書を JICA に提出する。
  - (2) JICA は、上記(1)の申請書につき、設計変更理由が真に上記4.に該当するか、設計変更内容が当該事業の目的に照らして妥当であるかを審査の上、設計変更案の承認の可否を決定し、その結果を被援助国政府実施機関等に回答する。
- 1 1. JICA は、上記 1 0. において、変更契約を要する設計変更を承認した場合は、その内容につき在外事務所に通知することとする。